

石教文第31号

平成28年6月6日

石狩市文化財保護審議会会長 様

石狩市教育委員会

教育長 鎌田 英暢

これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方について（諮問）

石狩市文化財保護条例第4条第2項および石狩市文化財保護条例施行規則第4条第4項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方について

2. 諮問理由

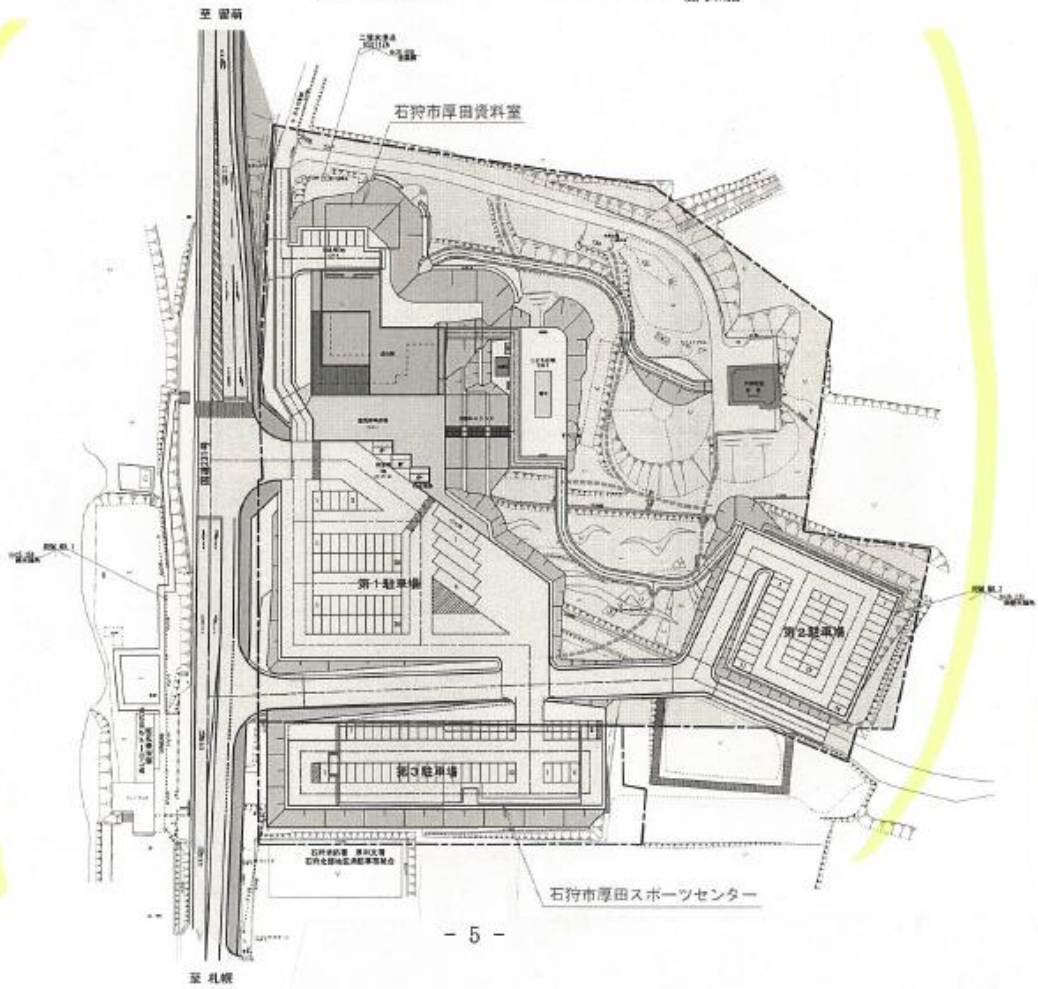
これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方について

厚田区内の資料館は、昭和54年に開設された厚田資料室があります。厚田資料室については、平成24年に答申をいただいた「石狩市の郷土資料の保存活用について」の中でその位置づけをいただいたところです。しかし、厚田資料室は、現在計画が進められている厚田道の駅あつたかあいロード建設に伴い建物が撤去されることとなります。これにより新たな展示施設が、道の駅の内部に設置されることとなりその内容が検討されているところです。

そのため、道の駅に設置されるふさわしい機能や運営手法などについて、これからの厚田区の資料館のあり方についてご検討いただき、目指すべき方向性についてご意見を頂きたいと存じます。
(別添資料参照)

道の駅(仮称)あったか・あいろーど計画案

(R1) 5-3: 500
(R2) 5-3: 1000



平成28年10月20日

石狩市教育委員会
教育長 鎌田 英暢 様

石狩市文化財保護審議会
会長 村山 耀一

「これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方」について（答申）

平成28年6月6日付石教文第31号で諮問された標記の件について、石狩市文化財保護条例第4条第2項、石狩市文化財保護条例施行規則第4条第4項第1号に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申

現在、厚田区内で建設が進められている道の駅は、平成27年11月にパブリックコメントが行われた『道の駅「（仮称）あつたか・あいろーど」の整備について』において「郷土歴史資料・文化作品展示機能」が想定されております。また、平成28年2月にパブリックコメントが行われた「石狩市厚田多機能拠点形成ビジョン」においても「地域の歴史・文化・自然資源に係る情報発信」が必要な機能の一つとして位置づけられております。

このように道の駅に設置される展示施設は、計画当初から道の駅の重要な機能の一つとされております。

こうした経緯と地域の期待を考慮すると、この展示施設は、厚田区の資料館としての役割を担い、道の駅利用者に対して厚田区を中心とする地域の自然・文化・歴史に関する情報を広く提供するとともに、現地での体験学習、生涯教育につながる機能を有していることが望まれます。

具体的には、現地での体験や学習を重視し、道の駅が巡検やフットパスなどの出発点となるように、出発前のレクチャーやディスカッションができるスペースが必要と考えられます。また、それと同時に、現地にある厚田区の特徴的な地形や動植物・植生などの自然遺産や、遺跡・史跡・歴史的建築物などの歴史遺産について、情報を提供するコーナーを設けることが望ましいと考えられます。さらに、厚田の歴史をテーマにした展示コーナーとともに、厚田区の歴史文化を特徴づけている子母澤寛など厚田出身の

文学者、文化人や著名人をテーマにした展示をおこなうことが望ましいと考えられます。

これらの機能は、平成 25 年 3 月に石狩市文化財保護審議会が答申した「これからの石狩市郷土資料の保存・展示のあり方等について」の趣旨とも合致するものと考えられます。

道の駅は、そのほかにも多くの機能があり、多数の来訪者が見込まれます。その影響力を最大限に利用して、展示施設の「地域の歴史・文化・自然資源に係る情報発信」という目的を果たすためには無料での利用が望ましいと考えられます。

道の駅に設置される展示施設が、厚田区はもちろん石狩市全体の博物館活動や学習活動、さらには全道、全国への情報発信の拠点のひとつとして多くの人が訪れ、活用されることを期待します。